

パナマにおける外出禁止措置の継続

令和2年10月9日
在パナマ日本国大使館

現在、パナマ全土において外出禁止措置が取られています。8月25日にパナマ政府から発表された経済活動再開に向けたロードマップでは、新型コロナウイルスにかかる指標が定められた水準内に収まることを条件に10月12日より外出禁止措置が全面的に撤廃されるとしていましたが、8日付保健省発表によれば、以下のとおり当面は外出禁止令は継続されます。外出禁止措置への違反には罰金が課されるので、ご留意いただくようお願いいたします。

1 パナマ県及び西パナマ県（現状維持）

夜間外出禁止：月曜日から土曜日までの午後11時～翌日午前5時

全面外出禁止：日曜日の終日

2 ボカス・デ・トロ県及びチリキ県

（1）チリキ・グランデ市、イスラ・コロン市、アルミランテ市を除く全域

夜間外出禁止：月曜日から金曜日までの午後7時～翌日午前5時

全面外出禁止：土曜日及び日曜日の終日

（2）チリキ・グランデ市、イスラ・コロン市、アルミランテ市

夜間外出禁止：上記（1）と同様

全面外出禁止：日曜日の終日

3 コロン県

夜間外出禁止：午後7時～翌日午前5時

全面外出禁止：日曜日の終日

4 その他の県（現状維持）

夜間外出禁止：午後11時～翌日午前5時

以上